

お申し込み・契約日 年 月 日

| | | | | | |
|---------------|-------------------|----------|----------------------------|-------|---|
| ご氏名 | ----- | | ご住所 | ----- | |
| ①ご主人 ②奥様 ③() | 様 印 | | ☎ | - | - |
| ご購読紙 | 神戸新聞 (セット ・ 朝刊) | デイリースポーツ | その他 () *配達日は休刊日を除く購読期間の毎日 | | |
| | 月額購読料 円 部 | | *購読料の改定が行われた場合は新購読料とします。 | | |
| ご購読期間 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | ヶ月間 | | |
| お支払い方法 | 集金 (当月 ・ 翌月 頃) | 自動振替 | その他 () | | |
| (備考) | (お届け販売店) | | | | |
| | 代表者 | | | | |
| | 所在地 | | | | |
| | 電話番号 | | | | |
| 拡張案内者 | セールス担当者 | | | | |

クーリングオフのお知らせ

特定商取引法の規定により、以下の期間中は、販売業者に書面で通知することによって本契約を無条件で解除(クーリングオフ)することができます。

- ①本書面を受け取ってから8日間(受け取り日を含みます)。
- ②販売業者側が事実と異なる説明をして誤認させたり、威迫し困惑させたことで、上記の8日以内のクーリングオフを行わなかった場合は、クーリングオフできる旨の書面を販売業者から受け取らない限りクーリングオフ期間が延長され、改めて書面を受け取った日から8日間(受け取った日を含む)まではクーリングオフすることができます。

上記による解約は、次の扱いとなります。

- ア) 通知書面を出したとき(郵便消印日付)に効力を生じます。
 - イ) 契約解除に伴う損害賠償・違約金などを請求されることはありません。
 - ウ) すでに配達された新聞代金を支払う義務はありません。
- また、配達した新聞を引き取るための費用を請求されることはありません。
- エ) 購読代金が前払いされている場合、すみやかに全額を返還します。

(その他ご注意点)

1. ご契約の際には他の新聞との購読契約が重複していないか等十分にお確かめください。上記購読契約について不明点やお客様の不都合が判明した場合には速やかに当販売所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。
2. 本契約終了後は、契約期間満了の前に購読終了の意志表示がなければ継続購読とさせていただきます。
3. 月の途中において購読の開始または中止の時は次の計算式で購読料を頂きます。
(月ぎめ購読料/30日) × 実配日数 = 請求額
4. 本契約書に記載されたお客様の個人情報は当販売所において適切に管理し、新聞配達、集金、当販売所からの購読継続依頼その他の連絡、新聞、出版物、事業等のご案内にご利用させていただきます。当販売所の業務委託先から先のご案内等にご利用させていただくことがありますのでご了解下さい。また販売店変更がある場合、本契約は引き継がれます。

ご契約者様が購読中または予約中に当販売所配達エリア外に住居移転され、移転先で継続して神戸新聞の購読を希望される場合、手配させていただきますので当販売所までご連絡下さい。